

補助金・税額控除 news



年内対応が必須(!?)の重要制度改革を一気見！

今年も残すところあと3ヶ月となりました。そこで今回、年内に必ず知っておきたい4つの制度改革を一気見！

どれも重要で、それぞれ1つのNEWSになる内容です。見逃し厳禁！気になる記事は是非ご相談ください。

内容	概要
共働き夫婦必見！ 一般生命保険料控除の優遇	23歳未満の子育て世帯の生活費支援のひとつとして、今年と来年の2年間限定で、生命保険料控除の控除限度額が60,000円(従前は40,000円)に拡大されます。この制度は対象夫婦両方の年末調整で適用されます。 例えば23歳未満のお子様を夫側の扶養としている場合においても、妻側の年末調整でも優遇を受けられるということです。 今年と来年は生命保険料控除をたくさん受けられる可能性が！？ 限度が40,000円だと思って控除証明書を捨てないでくださいね！！
令和8年分、9年分	
重要度 ★★★	
非上場株式 評価方式の 抜本的見直し！	非上場株式の評価は個人の相続・贈与の局面のほか、株式譲渡の際などにも参考にする可能性もあり、皆さんの会社の株式に関してあらゆるシーンで登場する考え方になります。そしていま経済新聞等で話題沸騰中なのがこちらの改正。いまの評価の計算方法を一新し、「残余利益方式」という計算方法が原則となる見込みです。 ＜計算イメージ＞ 〔簿価純資産〕±〔過去5年分の残余利益〕×しんしゃく率 ※規模の大きな会社の評価額ほど新方式で計算すると評価額が上がる傾向といわれており、そこが大きなポイントになっています。 なお、引き続き有識者会議で議論を重ねながら、改正へと進む見通しです。多くのお客様に影響する改正ですので、新たな情報が入り次第、皆さんへ発信します。
令和10年1月適用予定	
重要度 ★★★★★	
物価高対策始動！ 消費税1%への変更で 今後どうなる？	1. 飲食料品の消費税率が低くなります！ 令和9年4月1日から2年間限定で、飲食料品購入の消費税が8%から1%に引き下げられます。また、一定の中小企業等には飲食料品販売の消費税を実質的に免除する措置や、計算方式の変更期限の緩和等も予定されています。 一方で、外食業界にとっては内食中食との税率の差が広がり、集客への影響が懸念されているため、現在様々な支援策が議論されています。 2. 働く人の手取りを増やす仕組みが始まります！ 物価高による就業者の負担を軽減するため、収入に応じた支援金が支給されます。2年間の臨時対策が終わる令和11年からは、所得が低い人ほど手厚い支援を受けられる本格的な制度(給付付き税額控除等)へ切り替わる予定です。
令和9年4月～	
重要度 ★★★★★	
株式や不動産の売却が影響！？ 超高所得者への ミニマム課税の対象拡大	「1億円の壁」という言葉を聞いたことがありますか？ 個人所得が1億円を超えるような富裕層は所得税率が固定(約15%)の金融所得が多い傾向にあり、その影響で所得1億円あたりを境に、所得が高くなるほど税の負担率が下がる傾向があります。これが「1億円の壁」です。この不公平を是正するために始まった「ミニマムタックス税制」ですが、来年1月から課税が大きく強化されます。 この見直しにより、追加で税負担が発生する目安がこれまでの「金融所得 約10億円以上」から「約3.3億円以上」へと一気に下がります。 事業承継やM&A、不動産売却などで大きな譲渡益が見込まれる場合は、税負担についてミニマムタックス税制も考慮する必要があります。
令和9年1月1日～	
重要度★ (しかし影響大!!)	

メインバンク以外の金融機関の必要性

令和 8 年現在、日本経済は長らく続いたゼロ金利時代を終え、本格的な「金利のある世界」へと突入しました。日銀の段階的な利上げによる借入金利の上昇、物価高騰、人手不足や賃上げ動向など中小企業を取り巻く環境はかつてないほどの激動期を迎えています。コロナ禍からの業況回復に伴い、前向きな運転資金や設備投資の需要を抱える事業者様がいらっしゃる一方で、これらのコスト増や環境の変化により、依然として資金繰りに悩まれている事業者様が多いのも現状です。このような厳しい経営環境において、「うちは長年付き合いしているメインバンクが支援してくれるから大丈夫」と安心していませんか？

今回は、これからの激動期を生き抜くための「メインバンク以外の金融機関との付き合い方」についてお話し致します。

【メインバンクとは】

そもそもメインバンクとは、どの様に定義されるのでしょうか。

一般的には「預金残高が最も多い」「取引歴が最も長い」など様々ですが、近年では主に「最も融資残高の多い金融機関」を指すことが主流です。事業者様から見れば「最も融資してくれて頼れる金融機関」であり、金融機関側から見れば「自行が最も多額の融資を行い、他のどの金融機関よりも支援している取引先」ということになります。したがって本稿でも、この「最も融資残高の多い金融機関」をメインバンクと定義してお話し致します。

【メインバンク以外の金融機関の必要性】

「1つの金融機関としっかり取引をしていれば問題ない」とお考えの経営者様もいらっしゃるかもしれません。

しかしその一行から融資を断られた場合はどうされますか？融資を受けられなければ、もう後がない状態に陥ってしまいます。さらに、近年頻発する自然災害（大地震や豪雨）や、突発的なシステム障害などの有事を想定すると、メインバンクが被害にあった場合、金融システムが機能しなくなるリスクも想定されます。その際、これまで取引のない他の金融機関へ新たに融資の打診を行ったとしても、審査はより慎重に、かつ時間のかかる場合がほとんどです。

だからこそ、平時から複数の金融機関で融資を受けておき、返済実績を重ねておくことで、資金調達の間口を広げておくことが重要となります。

では、実際にメインバンク以外の金融機関とどのように新たな取引を始めればよいのでしょうか。打診しやすいのは、既に預金口座のみ開設している金融機関ですが、そのほか「日本政策金融公庫」を活用する方法がごございます。公庫は民間金融機関の補完を目的としているため、他の金融機関と連携して融資を出したり、小口の運転資金からでも比較的柔軟に相談に乗ってくれたりします。ここで融資を受け、遅滞なく返済実績を作ることで、災害発生時でも、公庫などの政府系金融機関からいち早く支援策を受けやすくなるという安心感に繋がります。

【最後に】

どの業界にもあるように、金融機関の間にも競争があります。融資という商品は、どこで受けても中身は同じ「お金」です。その中で他行と差別化を図るための最大の武器が「金利」です。金融機関が融資をしたい企業であれば、金融機関同士を競争させることで、金利などの条件は良くなっていきます。メインバンクだけではなく他行とも融資取引の実績を作ることで、より良い借入条件を引き出すための交渉が可能になります。

最後に、「事業者様が本当に困った時に助けるのがメインバンク」であるべきと考えますが、困った時に助けてくれないメインバンクの存在があることも事実です。こういった際のリスク回避と、良い融資条件を引き出すという両方の側面から、複数の金融機関と戦略的に良い関係性を築いていただきたいと思います。

労働基準監督署の調査っていったいどんなもの？

働き方改革を契機に、長時間労働や賃金未払い等の問題は、大幅に減少しました。一方で、現在増加中の労務相談は、人間関係を起因とする社内のハラスメント等から生じたメンタルヘルス疾患等が挙げられます。企業には安全配慮義務や職場環境配慮義務が課されており、これらについても企業の責任が問われます。労務トラブルの傾向も時代により変わり、労基署からの調査も厳格性が問われる時代になってきております。具体的にその内容について確認していきましょう。

(1) 調査の種類は？

一般的に労基署の主な調査には下記の2種類があります。

I 定期監督

最も一般的な調査です。管轄の労働基準監督署が任意に事業所を選び、事前に調査の日程を連絡し、事業所に資料を持って出向くことが多いです。業種やエリア別に候補はランダムに選定されます。

II 申告監督

いわゆる抜き打ち調査です。残業代の未払いや、不当解雇等について申告（通報）があったときに、その内容を確認するために行う調査です。

(2) どう対応したらいい？

◆調査があると分かったとき

定期監督に関しては、日程などにある程度融通がきくため、準備期間があります。

しかし、突然予告もなしに来てしまった場合はどうでしょうか。多くの方は混乱してしまうかと思います。

監督官の臨検を拒んだり、妨げたり、尋問に答えなかったり、虚偽の陳述をしたり、帳簿書類を提出しなかったり、虚偽の帳簿書類を提出した場合は、30 万円以下の罰金の対象になります。（労働基準法第 120 条）

とは言え、どうしてもその場で資料が揃わない、社長がいない…といった場合、きちんとその旨を説明すれば、日程調整は十分に可能です。まずは慌てずに丁寧に対応をしましょう。

◆調査の準備

監督署が調査する書類について、主なものは以下の通りです。

- ・労働者名簿、賃金台帳、出勤簿
- ・就業規則、労使協定
- ・年次有給休暇管理簿
- ・健康診断結果、労働条件通知書（雇用契約書）等

これらは主に時間管理ができていないか、時間外労働が過剰に行われていないか、未払いとなっている賃金がないか、健康診断が実施されているか等の確認で使用されます。

また、ある程度（50 名以上）の規模の事業所になると、安全衛生管理者（業種により安全管理者）、産業医が選任されているか、ストレスチェックが実施されているかといったところも確認のポイントとなってきます。

◆調査当日

立ち入り調査の場合、その場で資料の確認を行います。質問に答えられるように、予めご自社でも資料をご確認ください。

◆調査後

調査でもしも指導事項があった場合（おおよそ6割の企業になんらかの指摘があるといわれています）、当日または後日、以下のような形で連絡を受けます。

I 是正勧告

法令違反の事実がある場合に勧告されます。

是正勧告書が交付されたら、期日までに指摘された内容を改善したうえで、違反内容と、是正内容、是正完了日などを記載し、会社名、住所、代表者名を記入して押印した書面を監督署に提出することになります。

II 指導票

法令違反ではないが改善の必要がある場合に出ることが多いです。今後どのように改善していくかを指定期日までに報告します。法令違反ではなくても行政指導には変わりなく、是正勧告と同様に取り組みなければなりません。

以上が一般的な調査の流れです。

昨今の労基署調査では、就業規則等の規程類や賃金台帳・出勤簿等の帳簿と現場での社員の働き方（時間管理の仕方）が正しく合っているか、会社の給与計算が給与規定通りに適正に処理されているか？などを厳格にチェックされるようになりました。

さらには 36 協定等（従業員に法定労働時間（1 日 8 時間、週 40 時間）を超える時間外労働や休日労働をさせる場合に、使用者と労働者間で締結する必要がある協定）が適正に運用されているか、代表者選出は民主的に行われているかもチェックされます。いずれか 1 つでも不備があれば、是正勧告となります。今一度自社の協定届の残業時間が適切か、有効期限を過ぎていないかを確認し、いつ調査があっても慌てないような体制を整えましょう。

日々多くの労務相談をお受けしておりますが、人の問題に関する相談は複雑になってきておりますので、複雑な労務問題などは早期にご相談ください。

Book review



『敗れてもまた走れ』

～アシックス創業者 鬼塚喜八郎の情熱「オニツカタイガー」を創った「靴の鬼才」はなぜ世界と戦い続けたか～
財部誠一（著）（2026年7月）



焼け野原の神戸から世界ブランドへ。理念を起点に「頂上」を攻め続けた
アシックス創業者・鬼塚喜八郎の生涯から、経営の原理原則を学べる一冊です。

【感想】

「健全な身体に健全な精神があれかし」を社名の由来とするアシックス。創業者の名を冠した「オニツカタイガー」は、今や訪日客が行列をつくる日本発のブランドとなっています。

本書は、創業者・鬼塚喜八郎の生涯を描いた評伝です。陸軍将校として敗戦を迎え、生きる目的を見失った喜八郎を支えたのは、「自分を信じてくれた人を裏切れない」という思いと、闇市で死んだ目をしている子どもたちの役に立ちたいという志でした。

「スポーツは人間に生きる力を与えてくれる」という思いで、裸一貫から靴づくりを始めた喜八郎は、競技場に通り詰めて選手の声に耳を傾け、トップ選手を起点に市場を開拓する「頂上作戦」で世界ブランドを築きます。理念を事業の出発点にすること、自社が勝てる場所で戦うこと、顧客の声を聞き続けることなど、理念や戦略についても描かれています。

戦中から現代に至るまで、何度負けても前を向き続けた創業者の生き方から「生き直す力」を学ぶことができ、心に残る物語です。

【以下引用】

・自分を信じてくれた人を裏切ることにはできない。そう思えたことで、敗戦の虚無から救われた。生き抜こうというエネルギーは損得からは生じない。カネを稼ぐことは生きる目的にはならん。

・どれだけ経営が多忙をきわめようとも、喜八郎は生涯、「開発」という現場から離れることはなかった。

・昭和 34 年の創立十周年のとき、経営、資本、労働の一体化を打ち出した。経営者と社員も運命共同体だという考え。鬼塚一族が保有していた株式の 70%を従業員に分けた。

・中途入社。若いころなら新しい価値観を柔軟に吸収できるが、年を経るにしたがって、そうもいなくなる。ある程度の社会人経験を積んでしまうと、そこで一度身についた人生観は可塑性を失う。対照的に新卒でオニツカに入社した社員は、喜八郎のスポーツシューズを通じて青少年の健全な育成に寄与したいという思いを叩き込まれていた。それは、よくある綺麗ごとではなかった。生きている以上、誰かの役に立ちたいという人間の本質的な欲求に応える解でもあった。

・いざとなると、欲得に支配されるのが人間。対価を求めず他人を応援する利他の気概を持った日本人。

倒産の危機、資金難、裏切り、逆風などの試練に立ち向かい、乗り越えていく鬼塚喜八郎の情熱に心を打たれます。純粋な読み物としても素晴らしい一冊です。